

社会福祉施設整備マニュアル

工事検査（監理・建築・電気・機械設備）

2021年（令和3年）12月

福山市保健福祉局

目 次

I	工事検査の留意事項	1
1	検査に当たっての職員の心構え	1
2	検査にあたっての留意事項	1
3	工事検査の全体的な流れ	1
4	検査当日準備するもの	2
II	工事検査に必要な書類と準備者	3
1	検査対象概要を説明する資料	3
2	工事種別検査時に必要な書類	3
III	工事の施工内容を確認する事項（監理編）	5
IV	工事の施工内容を確認する事項（建築編）	6
1	工事種別の留意・確認事項	6
2	工事記録写真の撮影	8
3	工事検査時における主な手直し事例	12
V	工事の施工内容を確認する事項（電気設備編）	13
1	工事種別の留意・確認事項（書類審査）	13
2	工事種別の留意・確認事項（現場検査）	14
3	工事検査時における主な手直し事例	16
VI	工事の施工内容を確認する事項（機械設備編）	17
1	工事種別の留意・確認事項（書類審査）	17
2	工事種別の留意・確認事項（現場検査）	18
3	工事検査時における主な手直し事例	18
VII	施設竣工後の留意事項	19
1	施設竣工後の工事関係図書等の引継ぎ	19
2	施設の保全	20
資料	社会福祉施設の施設整備基準の概要	21

I 工事検査の留意事項（全工事種別の共通事項）

1 検査に当たっての職員の心構え

- (1) 工事検査にあたり職員は次の観点を踏まえ、立会人として検査にあたる。
- ① 補助金が適正に執行されているか。
 - ② 工事が図面や仕様書等のとおり、適切に施工されているか。
 - ③ 建築主（法人）及び利用者にとって、安全で快適に利用できる建物となっているか。
- (2) 完成後の建物について、日常の建物・設備の点検や長期保全計画が必要であることを、建築主（法人）に対して助言する。

2 検査にあたっての留意事項

- (1) 施設の検査にあたっては、建築基準法に基づく検査の状況を踏まえ、補助金の適正な執行確認と事業者の法人が安全に利用・運営できる視点から、確認検査を実施する。（補助所管課が建築部の助言を求める）
- (2) 検査当日に未済工事が無いように指導する。中間検査等で未済工事が出た場合は未済事項を明確にさせ、完了時期を確認する。（補助所管課が指示）
- (3) 検査当日に、工事施工者及び工事監理者においては、現場に精通している社員（現場代理人等）及び補助者を立ち合わせるように、法人に徹底すること。（補助所管課が指示）
- (4) 工事検査以前に、関係官庁の検査（建築基準法に基づく完了検査、消防法に基づく消防検査）を受検させるよう、指導徹底すること。（補助所管課が指示）
- (5) 補助金対象工事の範囲を把握しておくこと。（外構、植栽、仮設建物等は、対象外工事であるかどうか、事前に確認する。）（補助所管課が指示）

3 工事検査の全体的な流れ

(1) 法人から中間検査、完了検査の申し入れ（補助所管課） 約2か月前



(2) 検査日程の調整・確定（補助所管課／建築部） 約1か月前



(3) 工事（中間・完了）検査事前報告書の提出（詳細はマニュアルに記載）

(4) 検査当日（現地集合）

- ・ 検査員（補助所管課）及び立会人（建築部）の紹介
- ・ 工事の概要説明（設計・監理者による説明）
- ・ 建築・電気・機械職種に分かれて書類審査
- ・ 現場確認（建物内部，外部，電気設備，機械設備等，E V等）
- ・ 検査結果の講評（建築部）
- ・ 検査指摘事項処理方法の説明（手直し部の指摘，手直し終了時期等）

[後日，指摘是正事項の確認（写真等の資料の提出）]



(5) 工事（中間・完了）検査報告書の提出（建築部／補助所管課）

4 検査当日準備するもの

(1) 検査に必要な書類（詳細はマニュアルに記載）

- | | |
|---------------------|-----|
| ① 建物概要書 | 3部 |
| ② 設計図 | 各1部 |
| ③ 工事標準仕様書（建築，電気，機械） | 各1部 |
| ④ 設計変更書類（建築，電気，機械） | 各1部 |
| ⑤ 設計変更図（建築，電気，機械） | 各1部 |
| ⑥ 工事写真（建築，電気，機械） | 各1部 |

(2) 検査器具

- ① 保安帽
- ② 軍手・作業服・防寒着等
- ③ 脚立，懐中電灯，メジャー等

Ⅱ 工事検査に必要な書類と準備者（全工事種別の共通事項）

1 検査対象概要を説明する資料

準備書類一覧	確認・説明する内容・書類	必要時期		書類の準備者		
		中間検査	完了検査	建築主	施工者	設計監理者
1 建物概要書	工事の具体的な概要，検査対象範囲，実施工程等	○	○			○
2 官公庁手続書類（法的に必要な図書）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請書（副） ・ 建築確認済証 ・ 検査済証 ・ 防火対象物使用開始届等 ・ リサイクル法の届出書（床面積 500 m²以上の場合） 	○ ○	○ ○ ○ ○	○	○ ○ ○ ○	○

2 工事種別検査時に必要な書類

準備書類一覧	確認する内容（書類）	必要時期		書類の準備者		
		中間検査	完了検査	建築主	施工者	設計監理者
1 工事請負契約書	契約書の内容確認をする。 ・ 正規に作成されているか（表紙，図面製本割印等の確認）	○	○	○	○	
2 設計監理契約書	契約書の内容確認をする。 ・ 常駐監理等の内容確認	○	○	○		○
3 工事出来高計算書	工事出来高を確認する ・ 未済工事の有無確認	○	○		○	(○) 内容確認
4 設計図書等	設計図書等として用意する。 ・ 設計図（設計変更図） ・ 設計内訳書（設計変更内訳書）（3者協議等） ・ 仕様書	○	○	○	○	
5 施工計画書（施工図）	工事実施上の計画書 ・ く体（建物）関係 土工事（掘削関係） 地業工事（基礎関係） コンクリート工事，鉄骨工事 ・ 仕上げ関係（内・外部） 塗装工事，木工事，防水工事，タイル工事等	○	○		○	

準備書類一覧	確認する内容（書類）	必要時期		書類の準備者		
		中間検査	完了検査	建築主	施行者	設計監理者
6 試験成績書	製品の品質・性能を確認するもの。 ・鉄筋強度試験書，コンクリート圧縮強度試験書， 設備機器類等	○	○		○	
7 保証書等	①一定期間の性能や品質を保証するもの。（保証書の提出義務付） ・防水工事保証書 アスファルト防水，シート防水 ウレタン塗膜防水 ……………10年 ・植栽工事 枯木保証……………1年 ②書類による品質保証 ・防災加工確認 …カーペット，カーテン等 ・出荷伝票，カタログによる材質，寸法の確認 …床・壁・天井材の仕上げ材 ・業者指定の工法・厚さの確認……………吹付材，塗装 ③書類による性能保証 ・ボイラー，空調機器，送風機，ポンプ等	(○)	○		○	
8 取扱説明書	防災設備・設備機器等の説明書		○		○	
9 工事記録写真 (詳細は別途)	工事内容が確認できるように明確に撮影する。工事監理者の立会い写真。 ・全体，詳細が判る写真 ・隠蔽部等の写真	○	○		○	
10 化学物質の濃度測定	測定結果報告書		○		○	

Ⅲ 工事の施工内容を確認する事項（監理編）

現場での監理は設計図書どおりに工事を施工させるうえで重要な役割がある。そのため、①打ち合わせ記録変更時に施工書面調査をしているか、②各種試験に立会いしているか、③機械の搬入時に立会いしているかなどを中心にこれらの点に十分に留意する必要がある。

工事種別事項	工事に際しての留意・確認事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
設計図書の照査等（適宜）	①設計図書と相違があった場合、監督者の確認を受けて施工している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施工計画書（適宜）	①記載内容と現場施工方法が一致している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②記載内容（作業手順等）と現場施工体制が一致している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③記載内容が設計図書・資料条件を反映している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事材料（適宜）	①工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工程管理	①現場での進捗状況を把握し、必要に応じてフォローアップしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
安全対策	①災害防止、安全衛生協議会、安全パトロール、新規入場者教育、安全巡視、TBM、KY等の安全対策の取組みが確認できる (TBM～始業時点検、KY～危険予知活動)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出来形・品質管理（適宜）	①品質管理確保の対策等施工に関する工夫が書面等で確認できる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②日常の出来形、品質管理が写真等で確認できる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③材料の品質証明が確認できる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
検査立会等（適宜）	①監督者の段階確認、立会検査の申請時期が適切である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	① 掲示物（建築基準法による確認表示板等）が適切に掲示されている。（建設管理部技術検査課→現場に掲げる標識について参照）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 建設リサイクル法対象工事の場合届け出が適正である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

IV 工事の施工内容を確認する事項（建築編）

建築工事は、多様な建築材料と多様な職種により工事が進められるため、工事に伴って発生する材料や施工方法等が環境に与える影響が大きいものがある。

そこで、工事にあたっては、これらの点に十分に留意する必要がある。

1 工事種別の留意・確認事項

工事種別事項	工事に際しての留意・確認事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
1 発生材	①産業廃棄物処理委託契約書の有無及び 処分会社との契約 ②リサイクル状況の確認 ③マニフェスト伝票の確認 (処分会社への搬出確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 土工事	①建設発生土受入証明書の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 地業工事	①施工計画書・施工記録報告書確認 ②ボーリングデータ及び電流計などによる支持層、土質の確認 ③工事管理技術者の基礎施工士資格確認 ④鉄筋ミルシート（鋼材規格証明書）の確認 ⑤杭材料の規格使用確認 ⑥コンクリートパイル施工管理者 ⑦杭根固め液・杭周固定液の管理試験結果の確認 ⑧杭の接合部の確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4 鉄筋工事	①鉄筋ミルシート（鋼材規格証明書）の確認（JIS規格） ・現場名，受注者の確認（ ）（ ） ・使用径，使用量の確認（ ）（ ） ②材料試験の結果（JIS規格以外） ③径，間隔，本数の確認 ④鉄筋圧接部（溶接部）の超音波探傷試験及び外観検査	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5 コンクリート工事	①配合計画書の確認 ②現場搬入時の温度，スランプ，空気量の測定 ③コンクリート圧縮強度試験結果 ④型枠検査 ⑤脱型時の強度確認 ⑥出来形寸法，打肌の確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6 鉄骨工事	①ミルシートの確認（JIS規格） ②材料試験の結果（JIS規格以外） ③鉄骨の工場溶接部の超音波探傷試験及び外観検査 ④現場溶接確認 ⑤建方，建入れ検査記録	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

工事種別事項	工事に際しての留意・確認事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
7 PCコンクリート工事	①ミルシート・材料試験のデータ確認 ②工場におけるコンクリート配合の確認 (特記事項指示の場合) ③固定方法の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
仕上げ工事				
8 防水工事	①アスファルト防水材料規格確認 ②塗膜工事材料規格確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 屋根・トイ工事	①屋根ふき材・下地材の材料, 種類 ②固定方法の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 金属工事	①表面処理・金属腐食防止の措置 ②取付金物の措置, 加工, 間隔	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 左官工事	① 図面に記載されている認定品であるかどうかの確認 ②塗り回数, 塗り厚の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 建具工事	①種別, 規格, 性能等の仕様・メーカーの確認 ②製作工場自主検査報告書の確認 ③建付け, 開閉具合の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 ガラス工事	①板ガラスのメーカー・種類・板厚確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14 塗装工事	①塗料の種類, 規格等の確認 ②施工方法, 塗り回数の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15 内装工事	①各種材料の種別, 規格, 性能, メーカー等確認 ②防火・防炎性能の確認 ③張り床の接着剤確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16 ユニット工事・ トイレブース・ 黒板・掲示板等	①各種材料の種別, 規格, 性能確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
外構工事等				
17 間知石, コン クリート間知 ブロック積み	①種別, 規格, メーカー等の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 舗装工事	①メーカー(コンクリート二次製品合材等) ②品質, 出来形規格値との照合 ③アスファルト混合物の配合計画書 ④勾配等の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 排水工事	①管材の規格, 径の確認 ②通水試験結果の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20 植栽工事	①樹種, 高さ, 葉張り, 幹回り, 本数の確認 ②枯れ木樹木等の処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21 その他	①掲示物(建設業許可票, 労災保険関係成立票, 施工体系図等)が適切に掲示されている。(建設管理部技術検査課→現場に掲げる標識について参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 工事記録写真の撮影

建築工事は、非常に多くの工程の積み重ねによって工事が進められるため、各工事の工程毎に記録確認する必要がある。特に工程の進捗に伴って確認できなくなる工事については、工事記録写真を的確に記録し、工事監理者は、各工程において、適切に実施されていることを確認するため立会いが必要となる。

(1) 工事監理者の立会い記録写真

工事記録写真項目	工事記録写真撮影上の留意事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
1 仮設工事	①地縄張り（建物位置確認）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 土工事	①設計地盤確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②根切り底確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 地業工事	①試験杭確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 鉄筋工事	①配筋検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②ガス圧接抜き取り試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 コンクリート 工事	①試験練り立会い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②型枠確認（打継ぎ、梁下清掃等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③コンクリート打込み立会い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④テストピース採取・測定立会い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 鉄骨工事	①原寸検査・製品検査（工場検査）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②アンカーボルト立会い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③鉄骨建方時の立会い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④高力ボルト受入試験、締付確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤溶接接合確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 その他工事	①仕上げ工事等により、隠蔽される部分の立会い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②搬入される製品検査立会い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③材料運搬・受入検査立会い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 工事施工者の工事記録写真

工事記録写真項目	工事記録写真撮影上の留意事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
1 仮設工事	①敷地境界確認 ②地縄張り（建物位置確認）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 土工事	①山止め状況 ②地中障害の状況 ③発生土処分状況（積込み，許可車，搬出先等） ④埋戻し状況 ⑤締固めの状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 地業工事 (1) 打込み杭	①材料，製品検査 ②杭芯位置確認 ③電流計による支持層の確認，杭の接合部の確認 ④杭芯ずれ補強状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 埋込み杭	①材料，製品検査 ②杭芯位置確認 ③電流計による支持層の確認，杭の接合部の確認 ④根固め液，杭周固定液の管理 ⑤杭頭処理 ⑥杭芯ずれ補強状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 場所打杭	①鉄筋カゴ配筋検査 ②杭芯位置確認 ③掘削状況 ④電流計による支持層の確認 ⑤根固め液，杭周固定液の管理 ⑥鉄筋カゴ吊込み状況 ⑦コンクリート打込み状況 ⑧杭頭処理 ⑨杭芯ずれ補強状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 鉄筋工事	①ガス圧接技量試験状況（特記指示のみ） ②ガス圧接施工状況 ③配筋検査（所定間隔，定着長さ，重ね，柱頭フック） ④スペーサーの配置確認 ⑤設備等スリーブ貫通部の補強確認等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 コンクリート工事	①試験練り（特記指示のみ，JIS規格以外） ②型枠組立状況（スペーサー取付け，かぶり状況とも） ③打込み状況 ④コンクリート出来形	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

工事記録写真項目	工事記録写真撮影上の留意事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
6 鉄骨工事	①柱底均しモルタル材料及び施工状況 ②溶接技量付付加試験（特記事項のみ） ③現場溶接部超音波探傷試験状況 ④耐火被覆状況（ピン打込み）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7 ブロック・パネル工事	①補強コンクリートブロック積み ・使用材料確認 ・配筋状況確認 ・まぐさ補強状況確認（開口部の上部補強） ・組積状況確認 ②ALCパネル・プレキャストコンクリート ・使用材料製品検査確認 ・取付状況 ・完了確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8 防水工事	①使用材料・製品の確認 ②下地の状況確認 ③防水層 (ア)アスファルト防水 ・立上りの納まり ・ドレン周りの納まり ・ルーフィングの重ね状況 ・ルーフィングの状況 ・押えコンクリート打込み状況 (イ)塗膜防水 ・立上りの納まり ・ドレン周りの納まり ・塗継ぎ重ねの状況 ④水張り試験状況（浴室，便所，貯水槽等）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9 屋根・トイ工事	①使用材料・製品の確認 ②下地状況の確認 ③固定方法の確認 ④軒部，軒先部の納まり状況確認 ⑤完了確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10 金属工事	①使用材料・製品の確認 ②軽量鉄骨組寸法の確認 ③軽量鉄骨取り付け状況，溶接面の防錆処理状況 ④完了確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

工事記録写真項目	工事記録写真撮影上の留意事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
11 左官工事	①砂, セメント, 接着剤, 混和材, 防水材等の材料確認 ②下地処理の確認 ③塗工程の確認 ④完了確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 建具工事	①製品搬入, 養生状況 ②取り付け状況確認 ③完了確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 ガラス工事	①製品養生状況 ②取付け状況確認 ③網入りガラス小口防錆処理(特に外部面)の確認 ④完了確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14 塗装工事	①使用材料・製品の確認 ②素地ごしらの状況 ③錆止め塗料の状況 ④塗装の塗回数・工程確認 ⑤完了確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15 内装工事	①使用材料・製品の確認 ②塗床材の塗工程確認 ③カーペット厚, 下敷材厚, 貼り工法の確認 ④石膏ボード継ぎ目処理状況確認 ⑤完了確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16 ユニット工事	①使用材料・製品の確認 ②取付け状況確認 ③完了検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
外構工事				
17 舗装工事	①使用材料・製品の確認 ②各層の施工状況 ③アスファルトコア抜き試験状況 ④完了検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

工事記録写真項目	工事記録写真撮影上の留意事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
18 排水工事	①延長, 管径, 勾配, 規格, 管の敷設, 埋戻し状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②排水枡, 蓋の材料, 寸法確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③通水試験状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④完了確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 間知石, コンクリート間知ブロック積み工事	①使用材料・製品の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②延長, 寸法, 勾配の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③水抜き管, 目地, 積み方の施工状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④伸縮目地の間隔確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤完了確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20 植栽工事	①樹種, 大きさの確認, 本数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②植え付け, 客土, 根巻状況の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③支柱取付け確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④完了確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 工事検査時における主な手直し事例

検査時期	検査時に指摘される事項例	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
中間検査・完了検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示物の不備 ・ 施工体制台帳等の整備不備 ・ 施工計画書等書類不備 (各工種, 施工管理値・施工要点部分等が不明) ・ 隠蔽部 (不可視部分) の工事記録写真の不備 ・ 工種毎, 完了時の検査記録の不備 ・ 産業廃棄物処理委託契約書, マニユフェスト伝票の不備 ・ 建設発生土, 砕石等伝票不備 ・ 補助金完了検査時に検査済証 (建築, 消防, 昇降機等) 未受領のため検査済証確認ができない。 			

V 工事の施工内容を確認する事項（電気設備編）

電気設備工事は、法的規制、技術上の基準、建築上の制限など様々な制約を受けながら進められる。その設備は建物を維持管理していく上で不可欠であり、建物の機能性・安全性に大きな影響を及ぼすこととなる。電気設備工事の施工に対しては、建築・機械設備との関連に留意した確認が必要となる。

1 工事種別の留意・確認事項（書類審査）

工事種別事項	工事に際しての留意・確認事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
1 官公庁手続書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 工事出来高計算書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 施工計画書・報告書・機器承認書	①施工順序、施工方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②設計図面との整合確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③数量・仕様の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 試験成績書	①絶縁抵抗試験、耐圧試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②接地抵抗試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ELB動作試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④テレビ電界強度（レベル60デシベル、BER10のマイナス2乗以下）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤非常放送設備機能試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥自家発電設備試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦工場・社内自主検査成績表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧その他弱電機器等の動作試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 取扱説明書 ・保証書 ・付属品	①搬入機器の取扱説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②メーカーの機器保証書			
	③機器の付属品の確認（鍵・ヒューズ・リモコン等）			
6 工事記録写真	①工事内容の確認（特に隠蔽部・監理者立会い状況）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 工事種別の留意・確認事項（現場検査）

工事種別事項	工事に際しての留意・確認事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
1 電力設備工事	①承諾図と機器，材料の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1) 配線配管	①配管の支持，取付方法，間隔の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②防火区画貫通部の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③電線・ケーブルの接続，屈曲，支持の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④行先表示の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤配線の絶縁抵抗測定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 配線器具取付	①スイッチの点滅方向(右側で閉路)の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②コンセントの容量，接続，極性等の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③取付位置の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④利便性や操作性及び安全性の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 照明器具	①承諾図，仕様書と材料，性能等の整合性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②器具の取付方法，取付位置の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③支持金物等の確認(吊ボルトの径，数等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④埋込器具の安全確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤配線の接続確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥照度の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 分電盤	①材料リストと仕様書，承諾図の整合性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②遮断器(ブレーカー)，容量等の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③取付場所，取付位置，扉の開閉等の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④各端子と電線との接続，マーキング，電線の整理，結束の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤接地の確認，回路名の表示の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥絶縁抵抗の確認，ネーム等の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦単線接続図等及び収容する図面ホルダーの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 動力設備	①動力制御盤の耐震措置の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②動力制御盤全面扉の開閉スペースの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③盤内結線図，運転順位の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④電極，フロートの動作位置の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤盤とプルボックス等の取り合いの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥盤の取付，配管の防水処理の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦盤のチャンネルベースの据付固定の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧据付の安全確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

工事種別事項	工事に際しての留意・確認事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
2 受変電設備 工事	①材料リストと仕様書，承諾図の整合性 ②高圧引込線の取付け高さ，地中ケーブルの防水処置等の確認 ③配電盤の据付，隣接盤との接合，過電流遮断器等の容量の確認 ④高圧しゃ断器の遮断容量，設定値，機械的動作等の確認 ⑤高圧機器の防護措置，接地工事，絶縁抵抗等の確認 ⑥変圧器とその結線，タップの調整，据付け位置，接地，耐震処置等の確認 ⑦「高圧危険」表示の確認 ⑧絶縁抵抗，耐電圧試験，継電器試験等の試験成績書の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 直流電源 設備工事	①据付位置，機器の架台，耐震処置の確認 ②各接続端子と電線との接続及び接続部等の防錆処置の確認 ③電線の極性及び整理，結束の確認 ④接地の確認，系統ごとの表示の確認 ⑤絶縁抵抗及び接地抵抗等の測定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 自家発電 設備工事	①材料品質の確認 構造，型式，規格，容量，性能等 ②発電機設備の確認 設置位置，保有距離 据付状態（固定，防護装置） 吸気，排気に対する処置 配管状態（可とう管，伸縮継手等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 テレビ共聴 設備工事	①機器及びアンテナ等の仕様，定格，材質等の確認 ②アンテナの取付状態及び配線の接続確認 ③受像器の画面確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 インターホン・ ナースコール 設備工事	①機器の使用，定格，寸法の確認 ②端子盤，端子表の確認 ③機器の設置確認 ④呼出し及び通話等の確認 ⑤表示灯の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

工事種別事項	工事に際しての留意・確認事項	実施責任者		市 確認
		工事受注者	工事監理者	
7 拡声放送 設備工事 (非常用放送 設備兼用)	①仕様書と機器の定格, 機能等の整合性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②機器の設置状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③機器の作動確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④端子接続表の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤スピーカ, 非常放送の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 火災報知 設備工事	①受信機の窓数, 表示, 警戒区域図と設計 仕様書, 承諾図の整合性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②機器の取付高さの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③機器の作動確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④感知器の種類の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤消防署への届出(検査済み書等)確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 工事検査時における主な手直し事例

工事種別事項	工事に際しての留意・確認事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
1 中間検査				
2 完了検査				

VI 工事の施工内容を確認する事項（機械設備編）

機械設備工事は、建物や電気設備と一体になって、建物に生命を与える大きな役割がある。建物が設計どおりに機能して、使用者が快適に利用できるようにするためには、建築工事や電気設備との連携が必要となる。

1 工事種別の留意・確認事項（書類審査）

工事種別事項	工事に際しての留意・確認事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
1 官公庁手続書類	①官公庁提出必要書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 工事出来高計算書	①工事出来高の確認 ②未済工事の有無確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3 施工計画書・報告書・機器承認書	① 施工順序・施工方法 ② 設計図面との整合確認 ③ 数量・仕様の確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4 試験成績書	① 配管水圧試験結果報告書 ② 各種機器試験 ③ 満水試験	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5 ・取扱説明書 ・保証書	① 搬入機器の取扱説明書 ② メーカーの機器保証書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6 工事記録写真	①工事内容の確認（特に隠蔽部、監理立会い状況 ②仕様書に基づく施工方法の確認ができるよう撮影する	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7 その他保証書	①試運転調整結果記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 工事種別の留意・確認事項（現場検査）

工事種別事項	工事に際しての留意・確認事項	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
1 共通事項 (1) 配管工事	①規格, 材質, 寸法の確認 ②計器等の取付け位置 (読み取りの可否) ③配管の確認 (系統, 経路, 管径, 分岐箇所, 勾配, 吊り支持, 固定振止め支持) ④配管の接続確認 (材料, 工法)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 保温工事	①指定材料の使用確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 塗装・防錆工事	①材質, 厚さ, 仕上材の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 給排水衛生設備工事		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 空気調和設備工事		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 工事検査時における主な手直し事例

検査時期	検査時に指摘される事項例	実施責任者		市
		工事受注者	工事監理者	
1 共通事項				
2 配管工事				
3 ダクト				
4 保温工事				
5 制御工事				

VII 施設竣工後の留意事項

1 施設竣工後の工事関係図書等の引継ぎ

施設の工事の施工主は、竣工後、工事受注者から工事関係図書等の関係資料一式を引き継ぐこと。これらの引継図書は、施設管理を行う上で、極めて重要な書類となる。

① 建築確認申請書（副）・建築確認済証・検査済証【永久保存】

施設の法的な基礎となる、重要な書類である。
将来、増改築をする場合、改めて建築確認申請が必要となるが、その基礎となる書類となる。

② 竣工図【長期保存】

施設を維持管理するうえで必要な書類となる。
また、増改築する場合にも必要な書類となる。

③ 地盤調査報告書【永久保存】

施設の設計にあたり必要となる地盤の地質構成について調査した報告書である。
施設の増改築時に、施設の基礎や杭を設計する時に、参考となる書類である。

④ 工事記録写真（工程、竣工）【電気・機械は長期保存】

竣工写真は、施設のパンフレットを作成する時などに利用できる。
また、竣工後、施工上の問題により施設の瑕疵責任等を確認する上での参考となる。

⑤ 取扱い説明書【長期保存】

機器の特徴から操作方法、点検・保守の要点、故障時の対応が記載されている書類で、日常の運転・点検や改修する時などに使用する。

⑥ 保証書【保証期間】

防水工事等で一定期間の性能を保証したもので、保証期間内で保証条件に合致していれば、再度、実施してもらうことが可能である。

⑦ 試験検査表・試験結果報告書【電気・機械は長期保存】

機器等の性能等を検査、試験した書類で、日常の運転・点検及び改修などの時に、その機器等の性能を確保するために使用する。

⑧ 官公署手続書類【各種手続の更新時まで保存】

施設建設の際に、各種法令にしたがって申請した書類で、法令による検査の際に提出を求められたり、届け出事項の変更の場合に使用する。

⑨ 予備品・付属品【当該機器等の更新時まで保存】

仕上げ材（壁紙、タイル等）の予備品は、補修する時に使用するため、できれば使用材料の予備が生じた時に確保しておくに役立つ。
また、工具等の付属品は、保守点検する時に使用する。

⑩ その他

工事請負契約書（変更契約書含む）は、工事の内容を記載しているもので、改修の時などに、数量等を求める時の参考となるので、大切に保管すること。

2 施設の保全

施設が竣工し、引継ぎを受けた日から、施設の保全が必要となる。

特に、多額の補助金が導入されているので、十分な施設の保全が求められる。

① 予防保全

施設の劣化は、完成した時から始まっている。例えば、初めは目にみえない小さなヒビ割れやわずかな隙間から雨水等がしみ込むことによって、施設に重大な影響を及ぼす結果へと広がっていくケースがある。

これらの兆候をできるだけ小さいうちに発見し、適切な処置を行うことで、施設の寿命を長く保つことができる。

そのために、日々の点検と定期的な点検を欠かさず行う必要がある。これらを具体化する方法として、「長期保全計画」を当初に作成し、計画的な修繕を実施することが、施設の保全のうえから望まれる。

② 事後保全

施設各部の材料や機器が、耐用年数に近づくとつれて、故障等が起こりやすくなることは避けられない。気が付いた時に早めに対処することにより、故障等の拡大を防ぐことができる。必要な応急措置を行ったうえで、なるべく早く専門業者に点検・修理を依頼することが必要である。

資料 社会福祉施設の施設整備基準の概要

1 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）の施設整備基準の概要

特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。なお、市基準（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等）及び国基準の解釈通知等により、別途、詳細に検討を行うこと。

項目	特別養護老人ホーム	備考			
建設計画（関係法令との適合、建物の配置等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設計画に当たり、建築基準法、消防法等の関係法令に適合すること。 2 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項、防災について十分に配慮すること。 				
建物規模	建物構造 <ol style="list-style-type: none"> 1 耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2）とする。ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けない場合は、準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3）とすることができる。 				
	規模等 <ol style="list-style-type: none"> 1 定員は、30人未満→地域密着型 定員30人以上→広域型 2 居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。 ※汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りるものである。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 3 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮しうる適当な広さ又は数を確保するように配慮すること。 				
施設	居室	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室の定員は1人とし、市長がやむを得ないと認めた場合は、4人を上限とする。 2 地階に設けてはならない。 3 入所者1人当たりの床面積は10.65㎡以上とすること。（内法で計測） 4 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 5 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 6 床面積の1/4分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 7 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 8 プゼー又はこれに代わる設備を設けること。 			
		静養室	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 2 1のほか、居室の2及び4から8までの規程によること。 		
			浴室	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 	
		洗面設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室のある階ごとに設けること。 2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 		
			便所	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 2 プゼー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 3 常夜灯を設けること。 	
		医務室		<ol style="list-style-type: none"> 1 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。（都道府県知事の許可を得ること。） 2 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。 	
				調理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ※調理室は、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること 2 サテライト型居住施設の調理室にあっては、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
		介護職員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 2 必要な備品を備えること。 		
	食堂及び機能訓練室	<ol style="list-style-type: none"> 1 それぞれ、必要な広さ及び備品を備えること。（療養病床転換による基準の緩和あり） 2 合計した面積は、入所定員×3㎡以上とすること。（内法で計測） 3 食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 			
		廊下・階段等	<ol style="list-style-type: none"> 1 廊下の幅は、1.8m以上とすること。地域密着型の場合は、1.5m以上とすること。（内法で計測、手すりを含む。）（療養病床転換による基準の緩和あり） 2 中廊下の幅は、2.7m以上とすること。地域密着型の場合は、1.8m以上とすること。（内法で計測、手すりを含む。）（療養病床転換による基準の緩和あり） 3 廊下その他必要な場所に常夜灯を設けること。 4 廊下及び階段には手すりを設けること。 5 階段の傾斜は、緩やかにすること。 6 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。（傾斜路は、入所者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。） 		
	3階以上に居室を設ける場合の避難確保策		<ol style="list-style-type: none"> 1 居室、静養室等の3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上有すること。（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は1以上） 2 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 3 居室、静養室等の3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項）により防災上有効に区画されていること。 		

※市基準等で明示されていない部屋でも、必要な場合があるので、適宜配置について、検討すること。（職員更衣室等）

2 ユニット型特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）の施設整備基準の概要

ユニット型特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。なお、市基準（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等）及び国基準の解釈通知等により、別途、詳細に検討を行うこと。

項 目	特別養護老人ホーム	注		
建設計画（関係法令との適合、建物の配置等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設計画に当たり、建築基準法、消防法等の関係法令に適合すること。 2 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項、防災について十分に配慮すること。 			
建物規模	建物構造 1 耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2）とする。ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けない場合は、準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3）とすることができる。			
	規模等 1 定員は、30人未満→地域密着型 定員30人以上→広域型 2 ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。 ※調理室は、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。 ※汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りるものである。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 3 面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮しうる適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。			
施設	居 室 1 居室の定員は1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 2 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員はおおむね10人以下としなければならない。 「近接して一体的に設置」とは、(ア)共同生活室に隣接している居室、(イ)共同生活室に隣接してはいるが、(ア)の居室と隣接している居室、(ウ)その他共同生活室に近接して一体的に設けられている居室をいう。 3 地階に設けてはならないこと。 4 一の居室の床面積は、10.65㎡以上であること。（2人部屋の場合は、21.3㎡以上であること。） （床面積は、内法、洗面設備の面積は含み、便所の面積は除く。） 5 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 6 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 7 床面積の1/4分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 8 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 9 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。			
		共同生活室 1 いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所として、ふさわしい形状を有すること ふさわしい形状とは、①他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動できる（＝共同生活室が、廊下化しないこと。）、②食事及び談話ができる備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 2 地階に設けてはならないこと。 3 一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 4 必要な設備及び備品を備えること。（簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。）		
			洗面設備 1 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。（居室設置が望ましい。共同生活室内に適当数配置する場合は、2か所以上に分散して配置することが望ましい。居室設置と共同生活室内の適当数配置の混合型でも可。） 2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	
				便 所 1 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。（居室設置が望ましい。共同生活室内に適当数配置する場合は、2か所以上に分散して配置することが望ましい。居室設置と共同生活室内の適当数配置の混合型でも可。） 2 ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 3 常夜灯を設けること。
			浴 室 1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。（居室のある階ごとに設けることが望ましい。）	
		医 務 室 1 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。（都道府県知事の許可を得ること。） 2 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。		
		調 理 室 1 火気を使用する部分は、不燃材料を設けること。 ※調理室は、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を用いること。 サテライト型居住施設の調理室にあっては、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。		
		廊 下 ・ 階 段 等 1 廊下の幅は、1.8m以上とすること。（内法で計測、手すりを含む。）廊下の一部の幅を拡張（アルコーブ等）することによる廊下幅の条件緩和（1.5m以上あり。）地域密着型の場合は、廊下の幅は1.5m以上とすること。 2 中廊下の幅は、2.7m以上とすること。（内法で計測、手すりを含む。）廊下の一部の幅を拡張（アルコーブ等）することによる廊下幅の条件緩和（1.8m以上あり。）地域密着型の場合は、廊下の幅は1.8m以上とすること。 3 廊下、共同生活室その他必要な場所に常夜灯を設けること。 4 廊下及び階段には手すりを設けること。 5 階段の傾斜は、緩やかにすること。 6 ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。（傾斜路は、入所者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。）		
			3階以上に居室を設ける場合の避難確保策 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられる場合は、この限りでない。 1 ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上有すること。（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は1以上） 2 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 3 ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項）により防災上有効に区画されていること。	
	そ の 他 1 他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができる場所を設けることが望ましい。			

※市基準等で明示されていない部屋でも、必要な場合があるので、適宜配置について、検討すること。（職員更衣室等）

3 介護老人保健施設の施設整備基準の概要

介護老人保健施設の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。なお、国基準（介護老人保健施設の人員、施設、設備並びに運営に関する基準）及びその解釈通知により、別途、詳細に検討を行うこと。なお、サテライト型老健、医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、一定の緩和がされているので、国基準を参照すること。

項 目	介護老人保健施設	注カ
建設計画（関係法令との適合、建物の配置等）	1 建設計画に当たり、建築基準法、消防法等の関係法令に適合すること。	
	2 介護老人保健施設の施設及び構造設備は、日照、採光、換気等について十分考慮したものとし、入所者の保健衛生及び防災につき万全を期すこと。	
	3 介護老人保健施設の環境及び立地については、入所者の療養生活を健全に維持するため、ばい煙、騒音、振動等による影響を極力排除するとともに、交通、水利の便等を十分考慮したものとすること。	
建物規模	建物構造	1 耐火建築物（建築基準法第2条9号の2）とすること。ただし、入所者の療養生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物（建築基準法第2条9号の3）とすることができる。
	規模等	1 療養室、診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション室、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室を設けること。
施設	療養室	1 1の療養室の定員は4人以下とすること。
		2 入所者1人当たりの床面積は8㎡以上とすること。（床面積は、内法で適合すること。） （洗面所及び収納設備の設置に要する床面積は、含めて差し支えない。）
		3 地階には設けてはならないこと。
		4 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
		5 寝台・収納設備・ナースコールの設備を設けること。
	診察室	1 医師が診察を行うのに適切なものとすること。
	機能訓練室	1 入所者1人当たり1.0㎡以上の面積を有すること。 （機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション室を区画せず、一つのオープンスペースとすることは差し支えないこと。ただし、全体の面積は、各々の施設の基準面積を合算したものとすること。）
		2 機能訓練に必要な器械・器具を備えること。
	談話室	1 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
		2 ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等を備えること。
	食堂	1 入所者1人当たり2.0㎡以上の面積を有すること。
	浴室	1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
		2 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 特別浴室については、その出入りに当たって、ストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮すること。
	レクリエーション室	1 レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
	洗面所	1 療養室のある階ごとに設けること。
	便所	1 療養室のある階ごとに設けること。
		2 ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
		3 常夜灯を設けること。
	サービス・ステーション	1 療養室のある階ごとに療養室に近接して設けること。
	調理室	1 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。
汚物処理室	1 他の施設と区別された一定のスペースを有すれば足りること。	
廊下・階段	1 片廊下の幅は、1.8m以上とすること。（内法で計測、手すりを含む。）	
	2 中廊下の幅は、2.7m以上とすること。（内法で計測、手すりを含む。）	
	3 廊下及び階段には手すりを設けること。（原則として両側に設けること。）	
	4 階段の傾斜は緩やかにすること。	
	5 廊下には常夜灯を設けること。	
2階以上に療養室を設ける場合の避難確保策	1 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。	
	2 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、1の直通階段を、建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。	
その他	1 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	

※国基準で明示されていない部屋でも、必要な場合があるので、適宜配置について、検討すること。（職員更衣室等）

4 ユニット型介護老人保健施設の施設整備基準の概要

ユニット型介護老人保健施設の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。なお、国基準（介護老人保健施設の人員、施設、設備並びに運営に関する基準）及びその解釈通知により、別途、詳細に検討を行うこと。なお、サテライト型老健、医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、一定の緩和がされているので、国基準を参照すること。

項 目		介護老人保健施設	注	
建設計画（関係法令との適合、建物の配置等）		1 建設計画に当たり、建築基準法、消防法等の関係法令に適合すること。 2 介護老人保健施設の施設及び構造設備は、日照、採光、換気等について十分考慮したものとし、入所者の保健衛生及び防災につき万全を期すこと。 3 介護老人保健施設の環境及び立地については、入所者の療養生活を健全に維持するため、ばい煙、騒音、振動等による影響を極力排除するとともに、交通、水利の便等を十分考慮したものとすること。		
規 建 模 物	建 物 構 造	1 耐火建築物（建築基準法第2条9号の2）とすること。ただし、入所者の療養生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物（建築基準法第2条9号の3）とすることができる。		
	規 模 等	1 ユニット、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室を設けること。		
施 設	ユ ニ ッ ト	療 養 室	1 療養室の定員は1人とする。ただし、夫婦で利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。	
			2 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。「近接して一体的に設置」とは、①共同生活室に隣接している療養室、②共同生活室に隣接してはいるが、①の療養室と隣接している療養室、③その他共同生活室に近接して一体的に設けられている療養室をいう。	
			3 1のユニットの入居定員は、10人以下とする。	
			4 1の療養室の床面積は13.2㎡以上であること。（2人部屋の場合は、21.3㎡以上であること。） 改修型の床面積については、10.65㎡以上とすること。（2人部屋の場合は、21.3㎡であること。） （床面積は、内法、洗面所の面積は含み、便所の面積は除く。）	
			5 地階には設けてはならないこと。	
			6 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。	
			7 寝台・収納設備・ナースコールの設備を設けること。	
	共 同 生 活 室	1 いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 「ふさわしい形状」とは、①他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動できる（＝共同生活室が、廊下化しないこと。）、②当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすること可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。		
		2 共同生活室が属するユニットの入居定員×2㎡の面積以上を有すること。		
		3 必要な設備及び備品を設けること。（食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。）		
	洗 面 所	1 療養室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えないが、2か所以上に分散して設けることが望ましい。療養室設置と共同生活室内の適当数配置の混合型でも可。		
		1 療養室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えないが、2か所以上に分散して設けることが望ましい。療養室設置と共同生活室内の適当数配置の混合型でも可。		
		2 プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。		
	便 所	1 療養室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えないが、2か所以上に分散して設けることが望ましい。療養室設置と共同生活室内の適当数配置の混合型でも可。		
2 プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。				
3 常夜灯を設けること。				
診 察 室	1 医師が診察を行うのに適切なものとすること。			
機 能 訓 練 室	1 入居定員×1㎡の面積以上を有すること。 （機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション室を区画せず、一つのオープンスペースとすることは差し支えないこと。ただし、全体の面積は、各々の施設の基準面積を合算したものの以上とすること。） 2 機能訓練に必要な器械・器具を備えること。			
談 話 室	1 ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等を備えること。			
浴 室	1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。（療養室のある階ごとに設けることが望ましい。） 2 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。特別浴室については、その出入りに当たって、ストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮すること。			
サ ー ビ ス ・ ス テ ー シ ョ ン	1 療養室のある階ごとに療養室に近接して設けること。			
調 理 室	1 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。			
汚 物 処 理 室	1 他の施設と区別された一定のスペースを有すれば足りること。			
廊 下 ・ 階 段	1 片廊下の幅は、1.8m以上とすること。（内法で計測、手すりを含む。） 廊下の一部の幅を拡張（アルコープ等）することによる廊下幅の条件緩和（1.5m以上）あり。			
	2 中廊下の幅は2.7m以上とすること。内法で計測、手すりを含む。） 廊下の一部の幅を拡張（アルコープ等）することによる廊下幅の条件緩和（1.8m以上）あり。			
	3 廊下及び階段には手すりを設けること。（両側に設けること。）			
	4 廊下には常夜灯を設けること。			
2階以上に療養室を設ける場合の避難確保策	1 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。			
	2 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、1の直通階段を、建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。			
そ の 他	1 他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができる場所を設けることが望ましい。			
	2 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。			

※国基準で明示されていない部屋でも、必要な場合があるので、適宜配置について、検討すること。（職員更衣室等）

5 軽費老人ホームの施設整備基準の概要

軽費老人ホームの施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。なお、国基準（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）及びその解釈通知等により、別途、詳細に検討を行うこと。

項 目		軽費老人ホーム	注	
立 地 条 件		1 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。		
建設計画（関係法令との適合、建物の配置等）		1 建設計画に当たり、建築基準法、消防法等の関係法令に適合すること。 2 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項、防災について十分に配慮すること。		
建 物 規 模	建 物 構 造	1 建物は、耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2）又は、準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3）でなければならないこと。		
	規 模	1 居室、談話室・娯楽室又は集会室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、相談室、面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。		
施 設	居 室	1 居室の定員は1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。		
		2 地階に設けてはならないこと。		
		3 一居室の面積は、21.6㎡（洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を除いた有効面積は、14.85㎡）以上とすること。（2人部屋の場合は、31.9㎡以上とすること。）		
		4 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。		
		5 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。		
	10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。）により構成する場合			
	居 室	1 居室の定員は1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。		
		2 地階に設けてはならないこと。		
		3 一居室の面積は、15.63㎡（洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を除いた有効面積は、13.2㎡）以上とすること。（2人部屋の場合は、23.45㎡以上とすること。）		
		4 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあつては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。		
共 同 生 活 室	1 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。			
	2 必要な設備及び備品を備えること。			
浴 室	1 老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。			
調 理 室	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。			
そ の 他	1 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。			
	2 居室が2階以上の階にある場合は、エレベーターを設けること。			

※国基準で明示されていない部屋でも、必要な場合があるので、適宜配置について、検討すること。（職員更衣室等）

6 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の施設整備基準の概要

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。なお、国基準（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）及びその解釈通知により、別途、詳細に検討を行うこと。

項 目		認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	注
立地条件		1 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	
建物規模		1 共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とすること。	
		2 共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とすること。	
		3 共同生活住居は、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けること。	
		4 一の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。	
施設	居室	1 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするができるものとする。居室を二人部屋とすることができる場合とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により、一方的に二人部屋とするべきではない。	
		2 一居室の面積は、7.43㎡以上としなければならない。	
		3 生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。	
		4 居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りでない。	
	居間及び食堂	1 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。	
		2 居室及び食堂は、同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても、原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。	

7 夜間対応型訪問介護事業所の概要

夜間対応型訪問介護事業所の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。なお、国基準（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）等により、別途、詳細に検討を行うこと。

項 目	夜間対応型訪問介護事業所	フェカ
オペレーションセンター等	<p>1 定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護を提供するものとする。</p>	
	<p>2 オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内におおむね利用者三百人につき1か所以上設置しなければならないこと。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。</p>	
設備及び備品	<p>1 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないこと。</p>	
	<p>2 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。</p>	
	<p>3 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定夜間対応型訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p>	
	<p>4 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p>	
	<p>5 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等を備えなければならないこと。</p>	
	<p>6 オペレーションセンターの通信機器は利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないことから、単に一般の家庭用電話や携帯電話だけでは認められないものである。</p>	
	<p>7 利用者に対しては、当該利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器を配布しなければならないこと。</p>	
	<p>8 利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーションセンターに通報できるものでなければならず、単なる一般の家庭用電話や携帯電話だけでは認められないものである。</p>	
	<p>9 オペレーションセンターを設置しない場合にあっても、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するもの及び利用者に配布するケアコール端末は必要となるものである。</p>	
	<p>10 事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p>	

8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の施設整備基準の概要

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。なお、国基準（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）及びその解釈通知等により、別途、詳細に検討すること。

項 目		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	チェック
施 設	相談スペース	1 相談内容等が漏洩しないように、遮へい物等の設置をすること。	
		2 机、イス等を備えること。	
		3 適当な広さを確保すること。	
		4 利用者が直接出入りできる等、利用しやすい構造とすること。 (居宅介護支援のみ)	
	事 務 室	1 記録保管庫、事務机等に必要な備品を備えること。	
		2 他の事業所の事務室と共用する場合、事務スペースは間仕切りや机を離す等により明確に分けること。	
		3 適当な広さを確保すること。	
設 備	通信機器	1 利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に通報を受けられる通信機器等を備えること。	
	端末機器	1 利用者に配布するオペレーションセンターに通報できる端末機器を備えること。	

9 介護医療院の施設整備基準の概要

介護医療院の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。
 なお、国基準（施設及び設備並びに運営に関する基準）及びその解釈通知により、別途、詳細に検討を行うこと。

項 目		介護医療院	注
立地条件		1 入所者の療養生活を健全に維持するため、ばい煙、騒音、振動等による影響を極力排除するとともに、交通、水利の便等を十分考慮したものとすること。	
建物	建物構造	1 耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2）又は準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3）でなければならない。	
施設	療養室	1 定員は、4人以下とすること。	
		2 床面積は、内法による測定で入所者一人当たり8平方メートル以上とすること。 ※療養室に洗面所を設置した場合に必要な床面積及び収納設備の設置に要する床面積は、基準面積に含めて差し支えないものであること。	
		3 地階に設けてはならないこと。	
		4 出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。	
		5 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。 ※多床室の場合にあっては、家具、パーテーション、カーテン等の組合せにより、室内を区分することで、入所者同士の視線等を遮断し、入所者のプライバシーを確保すること。カーテンのみで仕切られているに過ぎないような場合には、プライバシーの十分な確保とはいえない。また、家具、パーテーション等については、入所者の安全が確保されている場合には、必ずしも固定されているものに限らない。	
		6 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	
		7 ナースコールを設けること。 ※入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向や意向を検知できる機器を設置することで代用することとして差し支えない。	
	診察室	1 医師が診察を行うのに適切なものとすること。	
		2 喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設であること。	
		3 上記の規定にかかわらず、臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。	
	処置室	1 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設であること。	
		2 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。）	1
		3 1に規定する施設にあっては、診察室1（医師が診察を行う施設を有すること）に規定する施設と兼用することができる。	
	機能訓練室	1 内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、併設型小規模介護医療院にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。	
	談話室	1 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。	
	食堂	1 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。	
	浴室	1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。	
		2 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。	
	レクリエーションルーム	1 レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。	
洗面所	1 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。		
便所	1 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。		
サービス・ステーション	1 看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接してサービス・ステーションを設けること。		
調理室	1 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。		
汚物処理室	1 汚物処理室は、他の施設と区別された一定のスペースを有すれば足りること。		
その他	1 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けること。		
	2 床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保するよう配慮すること。		

10	障害者支援施設の施設整備基準の概要
----	--------------------------

障害者支援施設の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。
 なお、国基準（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準）及びその解釈通知等により、別途、詳細に検討すること。

項 目		障害者支援施設	フェック
建設計画（関係法令との適合、建物の配置等）		1 建設計画に当たり、建築基準法、消防法等の関係法令に適合すること。	
		2 施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。	
建物規模	建物構造	1 耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2）又は準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3）でなければならない。	
	規 模	1 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）又は就労移行支援の定員は、20人以上。	
		2 施設入所支援の定員は、30人以上。	
3 訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けること。			
施設	訓練・作業室	1 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。	
		2 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。	
		3 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。	
		4 施設障害福祉サービスの種類ごとに、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないこと。	
	居 室	1 一の居室の定員は、4人以下とすること。	
		2 地階に設けてはならないこと。	
		3 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること。	
		4 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	
		5 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。	
		6 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	
		7 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	
	食 堂	1 食事の提供に支障がない広さを有すること。	
		2 必要な備品を備えること。	
	浴 室	1 利用者の特性に応じたものとする。	
		1 居室のある階ごとに設けること。	
洗面所	2 利用者の特性に応じたものであること。		
	1 居室のある階ごとに設けること。		
便 所	2 利用者の特性に応じたものであること。		
	1 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。 （利用者へのサービスの提供に支障がない範囲で、多目的室と兼用可能。）		
廊下の幅	1 片廊下の幅は、1.5m以上とすること。		
	2 中廊下の幅は、1.8m以上とすること。		
	3 廊下の一部の幅を拡張（アルコーブの設置等）することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。		
（参考） 国基準にないが、運営上必要な諸室、設備	事務室、書類等の保管場所（倉庫）、（2階以上の建物の場合）昇降機や階段、洗濯場、厨房（検収室、下処理室等含む）等		

※利用者のプライバシーに配慮した施設整備を検討すること。

11 障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援A型）の施設整備基準の概要

障害福祉サービス事業所について生活介護又は就労継続支援A型を単独で施設整備する場合は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。

なお、国基準（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）及びその解釈通知等により、別途、詳細に検討すること。

また、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援については、生活介護の規定が準用され、就労継続支援B型については、就労継続支援A型の規定が準用される。

療養介護及び自立訓練（生活訓練）及び上記の障害福祉サービスのうち複数を行う多機能型は別途規定があるので、国基準等を参照すること。

項 目		障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援A型）	注	
建設計画（関係法令との適合、建物の配置等）		1 建設計画に当たり、建築基準法、消防法等の関係法令に適合すること。 2 建物の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。		
生活介護	規模	定 員	20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものであること。	
		必要な諸室	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けること。これらの設備は、専ら当該事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	
	施設	訓練・作業室	1 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 2 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。	
		相 談 室	1 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。	
		洗 面 所	1 利用者の特性に応じたものであること。	
		便 所	1 利用者の特性に応じたものであること。	
		訓練・作業室等の面積及び数	1 面積や数の定めのない設備については、利用者の障がいの特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて、適当な広さ又は数の設備を確保すること。例えば、生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保すること。	
		そ の 他	1 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。	
就労継続支援A型	規模	定 員	10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものであること。	
		必要な諸室	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けること。これらの設備は、専ら当該事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	
	施設	訓練・作業室	1 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 2 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 3 サービスの提供に支障がない場合は、訓練・作業室を設けないことができる。	
		相 談 室	1 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。 （利用者への支援に支障がない場合は、多目的室と兼用可能。）	
		洗 面 所	1 利用者の特性に応じたものであること。	
		便 所	1 利用者の特性に応じたものであること。	
		訓練・作業室等の面積及び数	1 面積や数の定めのない設備については、利用者の障がいの特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて、適当な広さ又は数の設備を確保すること。例えば、生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保すること。	
		そ の 他	1 相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。	
(参考)国基準にないが、運営上必要な諸室、設備		事務室、書類等の保管場所（倉庫）、（2階以上の建物の場合）昇降機や階段、洗濯場、厨房（検収室、下処理室等含む）、食堂等		

※利用者のプライバシーに配慮した施設整備を検討すること。

12	共同生活援助（グループホーム）の施設整備基準の概要
----	----------------------------------

共同生活援助（グループホーム）の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。

なお、国基準（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）及びその解釈通知等により、別途、詳細に検討すること。

項 目		共同生活援助（グループホーム）	注
立 地 条 件		1 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること。	
建 設 計 画		1 建設計画は、建築基準法、消防法等の関係法令に適合すること。	
建 物 規 模		1 共同生活住居を有するものとし、その数は1以上とすること。	
		2 共同生活住居は、その入居定員を4人以上10人以下（国基準では、2人以上10人以下。）とすること。	
		3 共同生活住居は、居室、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物とすること。	
		4 共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障がい特性に応じて工夫されたものでなければならない。	
施 設	居 室	1 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。居室を二人部屋とすることができる場合とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により、一方的に二人部屋とするべきではない。	
		2 一の居室の面積は、7.43㎡（和室であれば4.5畳）以上とすること。	
		3 生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。	
		4 居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではない。	
	居間及び 食堂	1 居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとする。また、これらの施設（居室を除く。）については、原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。	

※利用者のプライバシーに配慮した施設整備を検討すること。

13 児童発達支援センターの施設整備基準の概要

指定障がい児通所支援事業所について児童発達支援センターを単独で施設整備する場合は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。

なお、国の基準（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）及びその解釈通知等により別途、詳細に検討すること。

医療型児童発達支援については、医療法に規定する診療所に必要とされる設備を設ける必要がある。

児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービスの指導訓練室については、本市において独自基準（障がい児1人当たりの床面積2.47㎡）を定めているので留意すること。

項 目	児童発達支援センター	メモ
指導訓練室	障がい児1人当たりの床面積2.47㎡以上とすること。 主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合は除く。	
遊戯室	障がい児1人当たりの床面積1.65㎡以上とすること。 主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合は除く。 主として重症心身障がい児を通わせる場合は設けないことができる。	
屋外遊戯場, 医務室, 相談室	主として重症心身障がい児を通わせる場合は設けないことができる。	
調理室, 便所		
静養室	主として知的障がいのある児を通わせる場合。	
聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合。	
その他支援の提供に必要な設備及び備品等		

14-1 保育所の施設整備基準の概要

保育所の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。なお、市条例により、別途、詳細に検討を行うこと。

項目	保育所	備考
建設計画(関係法令との適合, 建物の配置等)	1 建設計画に当たり, 建築基準法, 消防法等の関係法令に適合すること。 2 建物の配置, 構造及び設備は, 採光, 換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止について, 十分考慮すること。	
建物 規 模	1 乳児室, ほふく室, 保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物 ①耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2)又は準耐火建築物(建築基準法第2条第9号の3)(ただし, 同号ロに該当するものを除く。)であること。 ②常用の屋内階段又は屋外階段を設けること。 ③避難用の屋内階段(建築基準法施行令第123条第1項又は第3項)又は, 待避上有効なバルコニー又は準耐火構造(建築基準法第2条第7号の2)の屋外傾斜路(若しくはこれに準じる設備)又は屋外階段が設けられていること。 ④保育室等その他乳児又は幼児が出入し, 又は通行する場所に, 乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	
	2 「保育室等」を3階以上に設ける建物 ①常用の屋内階段(建築基準法施行令第123条第1項又は第3項)又は屋外階段(4階以上の建物の場合は建築基準法施行令第123条第2項) ②避難用の屋内階段(建築基準法施行令第123条第1項又は第3項)又は耐火構造(建築基準法第2条第7号)の屋外傾斜路(若しくはこれに準じる設備)又は屋外階段が設けられていること。ただし, 避難用の施設及び整備について4階以上に「保育室等」を設ける場合は, 屋外階段(建築基準法施行令第123条第2項)のみが有効であること。 ③①②に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ, かつ, 保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下であること。 ④調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁(建築基準法第2条第7号)又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項)で区画され, かつ, 換気, 暖房又は冷房の設備の風道が, 当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに接近する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。(ただし, スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること又は, 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられていること及び, 調理室の外部への延焼を防止するために必要な装置が講じられていることに該当するものを除く。) ⑤壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料であること。 ⑥保育室等その他乳児又は幼児が出入し, 又は通行する場所に, 乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ⑦非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ⑧カーテン, 敷物, 建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	
	規 模 1 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合は, 乳児室又はほふく室, 医務室, 調理室及び便所を設けること。 2 満2歳以上の幼児を入所させる場合は, 保育室又は遊戯室, 屋外遊戯場, 調理室及び便所を設けること。	
	施 設 乳 児 室 1 面積は1人につき3.3㎡以上であること。 2 保育に必要な用具を備えること。	
	ほふく室 1 面積は1人につき3.3㎡以上であること。 2 保育に必要な用具を備えること。	
	保育室・遊戯室 1 面積は1人につき1.98㎡以上であること。 2 保育に必要な用具を備えること。	
	屋外遊戯場 1 面積は1人につき3.3㎡以上	

14-2 幼保連携型認定こども園（満3歳以上児部分）の施設整備基準の概要

認定こども園の施設整備は、概ね次のような基準に基づいて行われることとなる。なお、市条例により、別途、詳細に検討を行うこと。

項 目		認定こども園（満3歳以上児部分）	チェック
面積	園 舎	1 1学級 180㎡	
		2 2学級以上 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ ㎡	
	運動場	1 2学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ ㎡	
		2 3学級以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ ㎡	

上記の基準に該当するときは、上記の規定を適用しないことができる。

項 目		認定こども園（満3歳以上児部分）	チェック
面積	保育室・遊戯室	1 面積は満3歳以上のこども1人につき1.98㎡であること。	
	運動場	1 面積は満3歳以上のこども1人につき3.3㎡であること。	